

[事案 2019-314] 新契約無効請求

・令和2年10月28日 裁定終了

<事案の概要>

元本割れしない保険であると思い契約したが、実際は元本割れのリスクがある保険だったことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年9月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)他社で契約した変額年金保険が満期を迎えるため、同内容の保険を希望している旨を募集人に伝え、保険証券等を提示し、これを受けて募集人が提案した本契約に加入したが、後日、本契約は元本割れリスクのある商品であり、変額年金保険ではなく変額保険であることが判明した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から元本保証の年金保険を希望していることを聞いた記憶がない。
- (2)申立人に対しては、設計書、重要事項説明書（注意喚起情報・契約概要）および他社の保険説明資料を用いて契約内容や運用リスクがあることの説明を行っており、申立人は運用リスクを含む本契約の内容を十分に理解したうえで申し込んでいる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による募集時の瑕疵があったことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。